

【特別徴収(給与天引き)の方】 特別徴収税額決定通知書の見方

[illegible]

※ 調整控除額とは、所得税と市・県民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、市・県民税の所得割額から一定の金額を控除するもの。特別徴収税額決定通知書には調整控除額の記載欄がありませんが、概ね1, 500円～3, 000円となります。(扶養や所得の状況により金額が異なります。) 令和6年度は「市町村民税—定額減税額」も引くことができます。

通知書番号		氏 名		課税標準額		単位 (円)	
所得金額等	営業所得	3,124,015	社会保険料控除	472,670			税額控除額には「社宅ローン控除」「配当控除」「賞与金控除」「外国税額控除」の合計額が表示されます。
			生命保険料控除	28,000	総合課税	2,292,000	
			地震保険料控除	423			
	所得控除額						
					市 民 税	県 民 税	
					算出税額	137,520	91,680
					調整控除額	1,500	1,000
					税額控除額	81,900	54,600
					減免額		
			基礎控除	330,000			
			所得控除合計	831,093			
			配当割額		所得変動控除額		
			譲渡所得制		配当割等控除額		
			控 配 無	特定扶養			
			同居老人	老人扶養	所得割額	54,100	36,000
					均等割額	3,500	2,300

年小 (3歳) 第3子 	年中 (4歳)	年長 (5歳) 第2子 	小1	小2	小3 第1子 	小4 小4以上の子は カウントしない
--	------------	--	----	----	---	---